平成２４年（フ）第１６号
石川県河北郡津幡町字浅田丙13番地　池アパート８号
債務者　西下　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１９号
山梨県甲州市勝沼町勝沼1258番地
債務者　角田　敬子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
長野県中野市大字一本木148番地　マル久荘３号、前住所長野県中野市大字片塩６番地１
債務者　大島　和恵（旧姓相浦）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
岐阜市千手堂南町４丁目26番地
債務者　市川　龍生
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６号
岐阜市宇佐２丁目10番６号
債務者　市川　隆二
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
岐阜市宇佐２丁目10番６号
債務者　市川　寿子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５号
岐阜県瑞穂市森485番地３
債務者　綿屋富美子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１号
岐阜市須賀４丁目１番７―205号　浅野ビル
債務者　小栗　康子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
岐阜県高山市一之宮町1872番地５
債務者　伊藤　健生
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
愛知県北名古屋市九之坪小松100番地　エクセル小松101号、住民票上の住所愛知県北名古屋市九之坪竹田188番地　フェニックス西春302号
債務者　髙野和佳子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
三重県名張市瀬古口字狭間611番地９、住民票上の住所三重県名張市桔梗が丘８番町３街区１番地16
債務者　奥西　宏善
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５３７号
滋賀県草津市渋川２丁目７番24号　210、前住所滋賀県近江八幡市鷹飼町北１丁目２番地１　Ａ－１号
債務者　藤本　聖菜
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
滋賀県高島市新旭町新庄415番地19
債務者　西沢　三郎
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
滋賀県湖南市三雲1160番地１
債務者　山田　和彦
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
滋賀県近江八幡市柳町３丁目456番地39
債務者　佐野　晃司
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９４号
滋賀県近江八幡市柳町３丁目456番地39
債務者　佐野　絢子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１６５９号
京都府相楽郡精華町桜が丘２丁目23番地４
債務者　フジ創建こと　藤井　久愛
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係